

福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領

(趣旨等)

第1条 この要領は、福井県が発注する建設工事（道路等の土木施設の維持管理業務を含む。）およびこれに関連する調査、測量、設計ならびに機械類の製造（以下「工事等」という。）に関する入札の適切な執行を確保するため、福井県競争入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）の指名停止について必要な事項を定めるものとする。

- 2 知事は、有資格業者が別表第1（事故等に基づく措置基準）および別表第2（不正行為等に基づく措置基準）の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。
- 3 前項の指名停止を行ったときは、工事等を主管する課室長および出先機関の長（以下「所属担当者」という。）は、工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(定義)

第1条の2 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 代表役員等 有資格業者である個人（共同企業体の構成員である個人を含む。以下同じ。）または有資格業者である法人（共同企業体の構成員である法人を含む。以下同じ。）の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。
- (2) 一般役員等 有資格業者である法人の役員（執行役員を含む。）またはその支店もしくは営業所を代表する者で前号に規定する者以外の者をいう。
- (3) 使用人 有資格業者である個人または法人の使用人で前号に規定する者以外の者をいう。
- (4) 役員等 代表役員等および一般役員等をいう。
- (5) 公共機関の職員 刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に規定する国または地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する職員、委員その他の職員（特別法の規定により公務員とみなされる者および職務の公共性により特別法において収賄罪の罰則が規定されている法人を含む。）をいう。
- (6) 競売入札妨害 刑法第96条の6第1項に規定する公の競売または入札の公正を害すべき行為をいう。
- (7) 談合 刑法第96条の6第2項に規定する談合をいう。
- (8) 県発注工事等 福井県の発注した工事等をいう。
- (9) 一般工事等 福井県内の工事等で県発注工事等以外の工事等をいう。
- (10) 福井県近郊の府県 富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県および和歌山県をいう。

(下請負人および共同企業体に関する指名停止)

第2条 知事は、第1条第2項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止につい

て責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 知事は、第1条第2項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成人（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 知事は、第1条第2項または前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成人に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第3条 有資格業者が、1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期および長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期および長期とする。

- 2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときは1.5倍、別表第2第9号に掲げる措置要件に該当することとなったときは2.5倍の期間とする。

（1）別表第1各号または別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中または当該期間の満了後1ヶ年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号または別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

（2）別表第2第1号から第3号または第5号から第9号の措置要件に係る指名停止の期間中または当該期間の満了後3ヶ年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号から第3号または第5号から第9号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項および第3条の2第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

- 4 知事は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるためまたは極めて重大な結果を生じさせたため別表各号および第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は3年を越えないものとする。

- 5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由または極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号、前各項および第3条の2に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第9号に該当し、かつ当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

- 6 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第3条の2 知事は、第1条第2項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間の短期を次の各号に定める期間とする。

- (1) 福井県が発注する工事等に関し、談合情報を得た場合または県の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第7号または第9号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の期間の2倍（別表第2第9号に該当したときは、2.5倍）の期間
- (2) 別表第2第5号から第9号までに該当する有資格業者（役員等または使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決もしくは確定した排除措置命令もしくは課徴金納付命令もしくは審決または競売等妨害もしくは談合に係る判決において、当該独占禁止法違反または競売等妨害もしくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の期間の2倍（別表第2第9号に該当する有資格業者にあっては、2.5倍）の期間
- (3) 別表第2第5号、第6号および第9号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の期間の2倍（別表第2第9号に該当する有資格業者にあっては、2.5倍）の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、またはあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号、第6号または第9号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の期間に1ヶ月（別表第2第9号に該当する有資格業者にあっては、1.5ヶ月）を加算した期間
- (5) 県または他の公共機関の職員が、競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第9号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号または第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の期間に1ヶ月（別表第2第9号に該当する有資格業者にあっては、1.5ヶ月）を加算した期間
- (6) 別表第2第5号または第6号に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間は、当該制度の適用がなかった場合の期間の2分の1の期間とする。この場合、短縮後の期間が別表第2第5号または第6号に規定する期間の短期より短いときは、第3条第3項の規定によるものとする。

（指名停止の承継）

第3条の3 指名停止中の有資格業者から入札参加資格を承継する者は、指名停止措置を引き継ぐものとする。

（指名停止の通知および公表）

第4条 知事は、第1条第2項もしくは第2条各号の規定により指名停止を行い、第3条第5項により指名停止の期間を変更し、または同条第6項の規定による指名停止を解除したときは、

所属担当者および当該有資格業者に対し遅滞なく、それぞれ様式1の（1）および（2）、様式2の（1）および（2）、または様式3の（1）および（2）により通知するものとする。ただし、知事が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

- 2 知事は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が福井県の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。
- 3 知事は第1項に基づく通知を行った際は、合わせて指名停止を行った者の商号または名称ならびに指名停止の期間および理由を様式第9により公表するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第5条 所属担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第6条 所属担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が県発注工事等を下請し、または受託することを承諾してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第7条 知事は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるとときは、当該有資格業者に対し書面または口頭で警告または注意の喚起を行うことができる。

（経営不振に対する措置）

第8条 知事は、別表各号に掲げる措置要件に該当するおそれがある場合のほか、有資格業者が経営不振に陥ったと認められるとき等、工事等を受注させるのにふさわしくないと認められるとき

- は、当該有資格業者について指名の対象外（以下「指名除外」という。）とすることができる。
- 2 知事は、前項により指名除外としたときは、所属担当者および当該有資格業者に対し遅滞なく、それぞれ様式5の（1）および（2）により通知するものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定により指名除外とした有資格業者について、指名除外とする理由がなくなったと認められるときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとし、指名除外の解除をしたときは所属担当者および当該有資格業者に対し遅滞なく、それぞれ様式6の（1）および（2）により通知するものとする。
 - 4 第2項および前項の通知は、知事が通知する必要ないと認める相当な理由があるときは、省略することができる。

（報告）

第9条 所属担当者は、工事等につき有資格業者に指名停止または指名除外（以下「指名停止等」という。）の事由に該当する可能性があると認めるときは、様式第4号によりすみやかに知事に報告しなければならない。

- 2 所属担当者は、指名停止等中の有資格業者に対し、第3条第5項により指名停止の期間を変

更し、または同条第6項により指名停止を解除し、もしくは第8条第3項により指名除外を解除することが相当と認めるときは、それぞれ様式第7号または様式第8号によりすみやかに知事に報告するものとする。

(苦情申立て)

第9条の2 第1条第2項もしくは第2条の規定による指名停止、第3条第5項の規定による指名停止の期間の変更（期間延長の場合に限る。）または第7条の規定による書面での警告もしくは注意の喚起を受けた者は、当該措置について、書面により苦情を申し立てができる。
2 前項に規定する苦情申立てに関する手続については、別に定めるものとする。

(委員会の承認)

第10条 知事は、第1条第2項、第2条、第3条、第3条の2、第7条および第8条の規定による措置を行うときは、あらかじめ福井県請負契約適正化委員会の審議を経るものとする。

2 知事は、別表第2の第4に掲げる措置要件に関し前項の審議を行うときは、あらかじめ県警察本部長に対し文書により意見を求めるものとする。

(指名停止の事務)

第11条 この要領に定める指名停止等に関する事務は、土木部土木管理課で行うものとする。

附 則

- 1 この要領は昭和62年4月1日から適用する。
- 2 福井県建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領（昭和50年10月2日監第896号副知事通知）は廃止する。ただし、指名停止等の措置要件に該当する事由が、昭和62年3月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成6年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年6月1日から適用する

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年8月8日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

(虚偽記載)

- 1 福井県の発注する工事等の競争入札に関し、入札参加資格審査（確認）申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

[当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内]

(過失による粗雑工事等)

- 2 県発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）

[当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内]

- 3 一般工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。

[当該認定をした日から1ヶ月以上3ヶ月以内]

(契約違反)

- 4 県発注工事等の施工に当たり第2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

[当該認定をした日から1ヶ月以上4ヶ月以内]

(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)

- 5 県発注工事等の施工に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死者もしくは負傷者を生じさせ、または損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。

[当該認定をした日から1ヶ月以上6ヶ月以内]

- 6 一般工事等の施工に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死者もしくは負傷者を生じさせ、または損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

[当該認定をした日から1ヶ月以上3ヶ月以内]

(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故等)

- 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死者または負傷者を生じさせたと認められるとき。

[当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内]

- 8 一般工事等の施工に当たり安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死者または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。

[当該認定をした日から2週間以上2ヶ月以内]

（最終改正 平成31年4月1日）

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

(贈 賄)

- 1 役員等または使用人が、福井県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されまたは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

[逮捕または公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内]

- 2 役員等または使用人が、福井県内および福井県近郊の府県の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されまたは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(前号に掲げる場合を除く。)

[逮捕または公訴を知った日から2ヶ月以上9ヶ月以内]

- 3 役員等が、福井県および福井県近郊の府県以外の地域の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されまたは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

[逮捕または公訴を知った日から2ヶ月以上6ヶ月以内]

(暴力団関係者等)

- 4 有資格業者が次のアからクまでのいずれかに該当し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

[当該認定をした日から、アからキまでにあっては6ヶ月以上24ヶ月以内、
クにあっては1ヶ月以上6ヶ月以内]

ア 役員等(有資格者が個人である場合にはその者を、有資格者が法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時工事等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与し、その他直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 県発注工事等の施工に係る下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 県発注工事等の施工に当たり、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者から当

該契約の解除を求められたにもかかわらず、当該契約を解除しなかつたとき。

- ク 県発注工事等の施工に当たり、暴力団または暴力団員等から事実関係および社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当または違法な要求もしくは契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたにもかかわらず、所轄の警察署に届出をしなかつたと認められるとき。

(独占禁止法違反行為)

- 5 福井県内および福井県近郊の府県内において、業務に関し独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。(第9号に掲げる場合を除く。)

[当該認定をした日から3ヶ月以上18ヶ月以内]

- 6 前号の地域以外において、業務に関し独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

[当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内]

(競売入札妨害または談合)

- 7 福井県内および福井県近郊の府県内において、公共機関の職員が締結した工事等の契約に関し、役員等または使用人が競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第9号に掲げる場合を除く。)

[逮捕または公訴を知った日から3ヶ月以上18ヶ月以内]

- 8 前号の地域以外において、公共機関の職員が締結した工事等の契約に関し、役員等または使用人が、競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

[逮捕または公訴を知った日から1ヶ月以上12ヶ月以内]

(重大な独占禁止法違反行為等)

- 9 県発注工事等に関し、次のアまたはイに掲げる場合に該当することとなったとき。

ア 独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(役員等または使用人が刑事告発を受け、または逮捕された場合を含む。)

イ 役員等または使用人が競売等妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

[刑事告発、逮捕または公訴を知った日から6ヶ月以上36ヶ月以内]

(建設業法違反等行為)

- 10 次のアまたはイに掲げる場合に該当することとなったとき。

ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員等またはその使用人が建設業法(昭和24年法律第100号)違反の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 建設業法の規定に基づく監督処分がなされた場合

[当該認定をした日から1ヶ月以上12ヶ月以内]

(不正または不誠実な行為)

1 1 別表第1および前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正または不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

[当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内]

1 2 別表第1および前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁固以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

[当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内]

(最終改正 平成31年4月1日)

様式1の（1）

番号
年月日

商号または名称
代表者氏名 様

福井県土木部長

指名停止通知書

このたび貴社が（の）①ことは、まことに遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。②（今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するととともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

記

- 1_指名停止の期間 ③
2_指名停止の理由 ④

（注）

- 1_①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
2_②は、第4条第2項の適用がある場合に記載する。
3_③には、指名停止の期間の始期および終期を記載する。
4_④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式1の（2）

番 号
年月日

発注機関の長 様

土木部長

指名停止通知書

福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領第①条第項 別表第②号の規定に基づき、このたび下記のとおり指名停止を行うこととしたので、指名事務の執行にあたり十分留意願います。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 業者名等 | ③ |
| 2 指名停止期間 | ④ |
| 3 指名停止理由 | ⑤ |

(注)

- 1 ①には、根拠条項を記載する。
- 2 ②は、該当する措置要件を記載する。
- 3 ③には、該当する業者の商号または名称、代表者の氏名、所在地等を記載する。
- 4 ④には、指名停止の期間の始期、終期および期間を記載する。
- 5 ⑤には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

様式2の（1）

番号
年月日

商号または名称
代表者氏名 様

福井県土木部長

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴社の指名停止を行った旨通知したところですが、この度、下記のとおり当該指名停止期間を変更したので通知します。

記

- 1 従前の指名停止期間
- 2 変更後の指名停止期間
- 3 変更理由

様式2の（2）

番 号
年月日

発注機関の長 様

土木部長

指名停止期間変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨通知した下記業者について、この度当該指名停止期間を変更したので、指名事務の執行にあたり十分留意願います。

記

- 1 業者名等
- 2 従前の指名停止期間
- 3 変更後の指名停止期間
- 4 変更理由

様式3の(1)

番号
年月日

商号または名称
代表者氏名 様

福井県土木部長

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴社の指名停止を行つた旨通知したところですが、この度下記のとおり当該指名停止を解除したので通知します。

記

- 1 指名停止解除日
- 2 解除理由

様式3の(2)

番号
年月日

発注機関の長様

土木部長

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を
通知した下記業者について、この度当該指名停止を解除したので通知します。

記

1 業者名等

2 指名停止解除日

3 解除理由

様式4

番 号

年月日

土木部長 様

〇〇課(室・所)長

停止
指名 事由発生通知書
除外

福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領第9条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

当該有資格業者の商号・名称 代表者氏名、所在地		
指名 停止 等の 事由	当該条項 別表の措置要件	
事実の内容		
その他(参考事項)		

様式5の（1）

番号
年月日

商号または名称
代表者氏名 様

福井県土木部長

指名除外通知書

このたび貴社について、下記のとおり指名除外とすることとしたので通知します。

記

1. 指名除外の期間 ①
2. 指名除外の理由 ②

(注)

- 1 ①には、指名除外の始期および終期（記載可能な場合のみ。）を記載する。
- 2 ②には、指名除外とする理由を記載する。

様式5の（2）

番 号
年月日

発注機関の長 様

土木部長

指名除外通知書

福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領第8条の規定に基づき、この度下記建設業者に対し、下記のとおり指名除外とする措置を行うこととしたので、指名事務の執行にあたり十分留意願います。

記

- 1 業者名等
- 2 指名除外期間
- 3 除外理由

様式6の（1）

番号
年月日

商号または名称
代表者氏名 様

福井県土木部長

指名除外解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴社の指名除外を行つた旨通知したところであるが、この度下記のとおり当該指名除外を解除したので通知します。

記

1 指名除外解除日

2 解除理由

様式6の(2)

番号
年月日

発注機関の長様

土木部長

指名除外解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって指名除外を行った旨を
通知した下記業者について、この度当該指名除外を解除したので通知します。

記

1 業者名等

2 指名除外解除日

3 解除理由

様式7

番 号
年月日

土木部長 様

○○課(室・所)長

指名停止期間変更事由発生通知書

下記の者に対する指名停止につき、次の理由により、その期間を短縮(延長)
することが相当と認められるので、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要
領第9条第2項の規定に基づき報告します。

記

当該有資格業者の商号・名 称 代表者氏名、所在地	
理 由	
その他(参考事項)	

様式8

番 号
年月日

土木部長 様

○○課(室・所)長

停止
指名 解除事由発生通知書
除外

下記の者に対する指名停止(除外)につき、次の理由により、その期間を短縮(延長)することが相
当と認められるので、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領第9条第2項の規定に基づき報告
します。

記

指名停止(除外)業者 商号・名称 代表者氏名 所在地	
理 由	
その他(参考事項)	

様式9

年度 指名停止一覧表

(閲覧用)

No.	業者名	停止期間	停止の理由